

長野県特別職等報酬審議会（第3回）議事録

- 開催日時 平成30年5月29日（水）10：30～
- 開催場所 県庁3階 特別会議室
- 出席委員 雨宮委員 久保田委員 樋口委員 堀越委員 松本委員 山浦委員
- 県出席者 阿部知事 関総務部長 玉井人事課長 根橋企画幹

1 開 会

（根橋企画幹）

ただいまから第3回「長野県特別職報酬等審議会」を開会いたします。以降の進行につきましては、樋口会長にお願いをいたします。

2 議 事

（樋口会長）

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、会議次第にもございますが、答申案についてご議論いただき、修正等を行った後、当審議会として答申を決定したいというふうを考えております。答申書が成案となれば、引き続き知事への答申を行いたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

まず、前回の会議で、当審議会として決定した方針について確認をいたしますが、1点目は、知事及び副知事の退職手当については、支給率をそれぞれ100分の53、100分の38に引き下げること。2点目は、退職手当の支給方法について、知事等が再任された場合は原則として任期を通算して支給するものとし、本人が申し出た場合には任期ごとに支給することができるようにすること、この2点でございます。

次に、委員の皆様のご意見が分かれた部分でございますけれども、議員報酬並びに知事及び副知事の給料月額について、改定率を、財政力指数が同一のグループを指標として1.28%引き上げとするか、一般職の改定率を指標として1.15%引き上げとするかの部分でございます。

今回は事務局で作成した答申案を確認するという形で審議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（出席者一同）

「異議なし」の声あり

(樋口会長)

それでは、答申案について事務局から説明をお願いいたします。

(玉井人事課長)

それではご説明をいたします。資料1ページ、答申案ということでございます。

ただいま会長からご説明のありましたとおり、退職手当につきましては一般職の退職手当引下げ率、△3.37%によることとし、給料月額については、同一の財政力指数グループに属する県の状況、プラス1.28%を考慮する②案と、一般職の給与改定率でありますプラス1.15%を考慮する③案、この2つの案を併記する形でご用意をさせていただきました。答申案の四角で囲んだ部分がそれぞれの案の部分になります。この囲みの部分を中心にご説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは答申案の1ページでございますが、答申の前段、1ページから2ページにかけては、本文といたしまして、まず結論を記載し、3ページ以降にその理由等を記載をしてございます。

1ページ中段でございますが、まず1の本文の(1)議員報酬及び給料の額でございますが、これは②案でプラス1.28%の場合と、③案、プラス1.15%の場合の額といたしまして、記載のとおり額になります。それぞれ1,000から2,000円、左側の②案のほうが高いという状況でございます。

(2)退職手当の支給基準でございます。こちらは先ほど会長からご説明ありましたとおり知事が100分の53、副知事が100分の38と記載のとおりでございます。

2ページ、(3)退職手当の支給方法でございますが、知事等が再任した場合の退職手当の支給方法は、原則として、任期を通算して支給するものとし、本人が申し出た場合には任期ごとに支給することも可能とするよう、改正することが適当であるという内容でございます。

(4)改定の時期でございますが、この部分は、今まで議論いただいていた部分でございますが、事務局の案といたしまして記載をさせていただいております。

条例改正におきましては議会の議決が必要でございますので、現時点で何月何日という形でのお示しはできませんので、できるだけ早期にということ念頭に、速やかに実施というような表現とさせていただいております。

具体的には、議会の議決をいただければ、その月の次の月の1日からの適用になるというように考えております。

それでは3ページ、2の改定理由等でございます。

(1)はじめにという部分でございますが、当審議会を開催いたしまして、特別職の報酬等をご議論いただくことになりました背景を中心に記載をしてございます。

(2)改定に当たっての基本的な考え方でございます。これも第1回、第2回の審議会時に、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、一般職の改定状況、それから県

勢指標の類似する県の状況、財政力指数の同一グループの県との比較、それから退職手当を含めた任期4年間の総支給額、民間との比較、また退職手当の支給方法の他県の最近の状況等について、確認、検討をいただき、その結果、主に一般職の改定状況、それから県勢指標が本県と類似する県の状況、さらに財政力指数同一グループの状況をもとに改定のご議論をいただいたと認識しておりまして、このような記載をしているところでございます。

4ページ、議員報酬及び給料の額についてのご説明の前に、既にご決定をいただいております退職手当の関係を先にご説明をいたしまして、報酬及び給料の額については、その後にご説明をさせていただきたいと思っております。

5ページをお願いします。退職手当の支給基準についてでございますが、知事等の常勤の特別職のみ支給される手当でございます。

本県の一般職の退職手当が3.37%引き下げられておりまして、本県の知事等の支給率は、県勢指標の類似県と比べると若干低く、財政力指数同一グループとの比較では知事が若干高く、一般職の退職手当引下げを受けて改定を行った県の状況を考慮しても本県の知事、副知事は若干高い水準でございます。

本県が前回の引下げ改定時におきましても一般職の引下げ率との均衡を考慮したということ。また、民間では退職手当を下げる方向であることを踏まえると、一般職の退職手当の引き下げを基本といたしまして、支給割合は知事が100分の55から53、副知事が100分の40から38へと、それぞれ引き下げることと適当とするというものでございます。

6ページをお願いいたします。(6)退職手当の支給方法についてでございます。平成25年1月から退職所得に係る税制改正によりまして、勤続5年以下の法人役員等の退職金について2分の1課税が廃止をされ、前回、5年前に開催した本審議会では、今後の他都道府県の状況を見る必要があるというご意見があったところでございます。

委員からは、税制改正の趣旨からして、知事等の地方公共団体の長にそのまま当てはめることは疑問である。また、民間では任期ごとではなく、通算して支給している状況があるというご意見もございまして、こうした中で他県の状況を見ると、通算支給を可能とする県が5年前は1県のみでございましたが、本年4月の段階では、10府県が改定をしているという状況でございます。内訳といたしまして、8府県が任期を通算して最終の退職時に支給することを原則とし、本人が申し出た場合には任期ごとの支給も可としており、こうした支給方法は今後広がっていくことも考えられます。以上を考慮しまして、知事等が再任にした場合の退職手当の支給方法につきましては、原則として任期を通算して支給するものとし、本人が申し出た場合には、任期ごとの支給も可能とするよう改正することが適当であるとしてございます。

それでは4ページにお戻りいただいて、(3)議員報酬及び給料の額についてでございます。

まず本県の一般職の給与でございますが、前回改定した平成25年7月以降1.15%引き上げ

られたということ。また、本県の議員報酬や知事等の給料が県勢指標類似県に比べ低い水準、財政力指数同一グループと比べても若干、低い水準にあることを押さえた上で、財政力指数同一グループを考慮する②案と、一般職給与改定率を考慮する③案それぞれの理由を記載してございます。

まず②案、プラス1.28%の案でございますが、こちらは退職手当を含んだ総収入という視点を踏まえると、必ずしも一般職の給与改定率をそのまま用いるのではなく、合理性を説明し得る範囲内において独自の改定率を用いる余地があるといたしまして、県勢指標の類似県との比較では2.15%の引き上げになりこの率では一般職の給与改定率1.15%との乖離が大きい。一方で、財政力指数同一グループとの比較では1.28%引き上げになりまして、この率は一般職の給与改定率よりも高く、知事の退職手当を含んだ総収入は全国順位が現行と変わらない26位であるということ等、総合的に勘案をいたしますと、この1.28%引き上げが適当ということで記載をしてございます。

次に③案、プラス1.15%の案でございますが、本県のこれまでの報酬、給料については今回引き上げでございますが、過去、平成20年、25年の改定では引下げ改定をしております。この際においても、民間の賃金実態を反映した人事委員会勧告に基づいた一般職の給与改定率を考慮しまして、同様に引下げ改定を行ってきたことを踏まえると、今回は引き上げになるわけでございますが、引き上げに当たっても一般職の給与改定率を基本とし、現行から1.15%引き上げることが適当とするものでございます。なお、前回審議会でご意見のありました、退職手当を含んだ総収入という視点や、民間における給料月額引き上げ、退職手当の引き下げという方向を踏まえる視点も重要である点を、今後の課題として記載をしているところでございます。

参考までに、資料7ページをご覧くださいと思います。こちらは知事・副知事の1年当たりの収入の状況を一覧にしたものでございます。上段、知事につきましては、いずれの案の場合も給料ベースでは全国順位が上がりますが、退職手当は下がり、トータルでは一番右になります。プラス1.28%、プラス1.15%引き上げの場合は、全国順位は26位のまま変わらずという状況でございます。

お戻りいただいて5ページ中段(5)1年当たりの支給額の状況でございますが、先ほど申し上げた(3)に基づく、議員報酬、給料月額の引き上げを行った場合の期末手当を含んだ年間支給額と、(4)に基づく知事・副知事の退職手当の引き下げを行った場合の1期の退職手当額を表にしたものでございます。

6ページをご覧くださいますと、現行で、知事の給料等の年間支給額が全国28位、退職手当が29位になっておりますが、5ページにお戻りいただいて、改定後の知事につきましては、財政力指数同一グループの②案では、給料等の年間支給額が現行より約27万円高く、退職手当は82万円下がり、4年トータルでは若干、25万円ほどになりますが、上がるという状況。また、一般職の給与改定率の③案でございますが、こちらでは年間支給額が現行より23万円余上がり、退職手当は87万円余下がり、4年トータルではほぼ変わらず、7万

円ほど上がるという状況で、両案とも全国順位は、給料等年間支給額が全国24位、退職手当が32位という状況になっております。説明は以上でございます。

(樋口会長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対する質問等を含めまして、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。久保田委員、お願いします。

(久保田委員)

前回までの審議過程の中での、いろいろなことを踏まえて2案にまとめて、事務局案としてただいま説明をいただいたわけですが。この2案について見ますと、4ページの給料の改定案の改定理由を見ましても、③案、プラス1.15%の案でございますけれども、この一般職の給与改定率の案のほうが、説明がシンプルでございまして、わかりやすく、県民にとってもご理解いただける、わかりやすいものとなっているのではないかと、こんなふうに思っております。

そして一方、この②案の財政力指数同一グループを根拠とした案につきましては、前回の審議会でも議論になりましたが、毎年、財政力指数が変わっていく中で、長野県は現在、Cグループの最上位にあるわけでございますので、翌年にはBグループに入るかもしれません。同じグループ内での平均を用いると変動は大きくないわけですが、他のグループに移ったときには変動幅が大きくなってしまわないかと、こんなふうに思うわけでございます。一つの基準として判断する指標としては、安定性に不安があるのではないかと、こんなふうに思っております。

そしてもう1点、今回、退職手当の改定につきましては一般職の改定率を基本とすることにしておりますので、②案ではこれとの整合性の説明が難しいのではないかなど、こんなふうに感じておるわけでございます。こうしたことを考えてみますと、一般職の給与改定率を用いる③案のほうがより妥当だと、こんなふうに思っております。

(樋口会長)

ありがとうございました。他の委員の方、いかがでしょうか。

(雨宮委員)

私も前回から県民目線に立って、しかも状況的に一般職の給与水準、人事委員会勧告の状況等を見て、県民に一番説明のしやすい方法、納得いただける案は③案だというふうに前回も申し上げました。ただ、諸般の事情で②案についても一緒に検討して、皆さんがご納得いただけるということになればそれもありだと申し上げていたわけで、基本的には③案優先ということで検討いただくのがいいのかなど、こう思っております。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(松本委員)

私も、前回から③案のプラス1.15%が妥当ではないかと。やはり人事委員会勧告、そういうようなものを踏まえ、あるいは一般職の給与の状況を踏まえた上で、県民に対して説明できるということになりますと、③案が妥当ではないかというふうに考えます。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかに何かご発言はございますでしょうか。

(山浦委員)

私は多分、②案を押ししていたんですが、いずれにしても知事さんの仕事のレベルというものがどういうものかということが基本的なことだと思うんですね、比較よりも。

それで基本的にいうと、私は知事さんの給料というのは低いと思うんですね、これだけやっけていて。ですけれども、県民から見るとやっぱり安いほうがいいんですね。そういう意味では③案の方が説明しやすいというふうに思います。

いろいろと諸般の事情がありまして、民間が今年はベースアップが1.7ぐらいですか、長野県の場合は。多分、国のベースアップは2.5ぐらいですから、まあまあ上がっておるわけですから。

県民感情等いろいろ捉えると、プラス1.15%でもよろしいのかなというふうに妥協をしたいというふうに思います。

(樋口会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかにご発言ございますでしょうか。

(樋口会長)

それでは、皆様にご議論いただきまして、③案がご賛同いただける方が多いようでございますので、本審議会としましては、この③案ということで答申を作成するというにしたいと思います。

そういう形での答申ということでよろしいでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、これで答申したいと思いますので、事務局で答申書を作成していただきたいと思ひます。なお、答申はこの場で、知事にご出席をいただひて行ひたいと思ひます。

委員の皆様には、4月13日以来、3回にわたりまして精力的にご審議、ご協利いただき、まことにありがとうございます。おかげさまをもちまして答申の運びとなりました。

それでは、これで議事を一旦閉じます。この後の流れを、事務局のほうから説明をしていただきたいと思ひます。

(根橋企画幹)

ありがとうございます。答申の準備をいたしますので、ここで一旦休憩をさせていただきますと思ひます。概ね11時5分ごろ、答申とさせていただきますと思ひますので、それまで休憩をいただければと思ひます。

再開後、樋口会長から知事へ答申を行います。休憩中に委員の皆様へ答申書の写しをお配りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

(休憩後)

3 答 申

(根橋企画幹)

それでは、会議を再開します。樋口会長から知事へ答申を行います。会長はお立ちいただき、知事は会長のもとへお願いいたします。

【答申書手交】

(根橋企画幹)

では、会長はご着席ください。知事は席へお戻りください。それでは知事からごあいさつ申し上げます。

4 知事あいさつ

(阿部知事)

改めまして、皆様こんにちは。樋口会長を初め特別職等報酬審議会の各委員の皆様方には、諮問させていただひて以来、熱心なご審議、そして多角的な検討をいただいた上で、このような形で答申をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政運営をしている立場の者として、多くの県民の皆様方のご理解とご協力を得ながら県政を進めていかなければいけないというふうに思っています。そういう中で、私を含む特別職の報酬のあり方ということについては、やはり多くの皆様方のご理解が得られるような内容にしていかなければいけないというふうに思っております。

今回、こういう形で答申をいただきましたので、十分、受けとめさせていただき、最大限、ご検討の結果を尊重する中で具体的な対応を行っていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

改めまして、樋口会長を初め各委員の皆様方のこの間の取り組みに心から感謝と敬意を表しまして私からのお礼のごあいさつにいたしたいと思っております。

本当にありがとうございました。

5 閉 会

(根橋企画幹)

以上をもちまして、審議会を閉会いたします。まことにありがとうございました。